

○内閣府令第六十七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第十項第四号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(法第七条第十項第四号の基準)

第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

イ 保育に従事する者の数及び資格

(1) 保育に従事する者の数が、施設の主たる開所時間である十一時間(開所時間が十一時間以内である場合にあつては、当該開所時間。以下同じ。)において、満一歳未満の小学校就学前子どものおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない小学校就学前子どものおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない小学校就学前子どものおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の小学校就学前子どものおおむね三十人につき一人以上、かつ、施設一につき二人以上であること。また、主たる開所時間である十一時間以外の時間帯については、常時二人(保育されている小学校就学前子どもの数が一人である時間帯にあつては、一人)以上であること。ただし、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上十九人以下の施設における、複数の満一歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯(安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。)については一人以上とすればよいこと。

(2) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一(保育に従事する者が二人以下の場合にあつては、一人)以上に相当する数のものが、保育士(国家戦略特別区域法

改正前

(法第七条第十項第四号の基準)

第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上である施設 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

イ 保育に従事する者の数及び資格

(1) 保育に従事する者の数が、満一歳未満の小学校就学前子どものおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない小学校就学前子どものおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない小学校就学前子どものおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の小学校就学前子どものおおむね三十人につき一人以上であること。ただし、当該者の数は二人を下ることはできないこと。

(2) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一(以上は、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内

(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第五号に掲げる事業を行う事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。)又は看護師(准看護師を含む。以下この条において同じ。)の資格を有するものであること。

(4) (3) 〔略〕

国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示しないこと。

ロ 保育室等の構造、設備及び面積

(1) 〔略〕

(2) 保育室の面積は、小学校就学前子ども一人当たりおおむね一・六五平方メートル以上であること。

(3) (5) 〔略〕

(6) 便器の数は、満一歳以上の小学校就学前子どもおおむね二十人につき一以上であること。

ハ 非常災害に対する措置

(1) (3) 〔略〕

(4) 保育室を二階に設ける場合は、保育室その他の小学校就学前子どもが入りし又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。なお、当該建物が次の(i)及び(ii)のいずれも満たさないものである場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる設備の設置及び訓練の実施を行うことに特に留意されていること。

(ii) (i) 〔略〕

次の表の上欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる設備(小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。)のいずれかが、一以上設けられていること。

にある法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第五号に掲げる事業を行う事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。)又は看護師(准看護師を含む。以下この条において同じ。)の資格を有する者であること。

(3) 〔同上〕

〔加える。〕

ロ 保育室等の構造、設備及び面積

(1) 〔同上〕

(2) 保育室の面積は、小学校就学前子ども一人につきおおむね一・六五平方メートル以上であること。

(3) (5) 〔同上〕

(6) 便器の数は、小学校就学前子どもおおむね二十人につき一以上であること。

ハ 非常災害に対する措置

(1) (3) 〔同上〕

(4) 保育室を二階に設ける場合は、保育室その他の小学校就学前子どもが入りし又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。なお、当該建物が次の(i)及び(ii)のいずれも満たさないものである場合にあっては、(1)及び(2)に掲げる設備の設置及び訓練の実施を行うことに特に留意されていること。

(ii) (i) 〔同上〕

次の表の上欄の(i)及び(ろ)の別に、同表の下欄に掲げる設備(小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。)のいずれかが、一以上設けられていること。

四階以上	常用	<p>(5) 保育室を三階以上に設ける建物は、次に掲げる事項を全て満たすものであること。</p> <p>(ii)(i) 「略」</p> <p>次の表の上欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる設備（小学校就学前子どもへの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、一以上設けられていること。この場合において、当該設備は、避難上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が三十メートル以内となるように設けられていること。</p>	常用	「1・2 略」
	避難用		「1・2 略」	
常用	<p>1 「略」</p> <p>2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項に規定する構造の屋外避難階段</p>	<p>(5) 保育室を三階以上に設ける場合は、次に掲げる事項を満たしていること。</p> <p>(ii)(i) 「同上」</p> <p>次の表の上欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄の(い)及び(ろ)の別に、同表の下欄に掲げる設備（小学校就学前子どもへの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、一以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が三十メートル以内となるように設けられていること。</p>	常用	「1・2 略」
避難用	<p>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段（ただし、当該屋内避難階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造</p>		「1・2 略」	

四階以上	(ろ)	<p>(5) 保育室を三階以上に設ける場合は、次に掲げる事項を満たしていること。</p> <p>(ii)(i) 「同上」</p> <p>次の表の上欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄の(い)及び(ろ)の別に、同表の下欄に掲げる設備（小学校就学前子どもへの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、一以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が三十メートル以内となるように設けられていること。</p>	(い)	「1・2 同上」
	(い)		(ろ)	「1・2 同上」
(ろ)	<p>1 「同上」</p> <p>2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項に規定する構造の屋外階段</p>	<p>(5) 保育室を三階以上に設ける場合は、次に掲げる事項を満たしていること。</p> <p>(ii)(i) 「同上」</p> <p>次の表の上欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄の(い)及び(ろ)の別に、同表の下欄に掲げる設備（小学校就学前子どもへの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、一以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が三十メートル以内となるように設けられていること。</p>	(い)	「1・2 同上」
(い)	<p>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段（ただし、当該屋内避難階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造</p>		(ろ)	「1・2 同上」

<p>を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡するにととし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。)又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>2 「略」</p> <p>3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項に規定する構造の屋外避難階段</p>	

- (iii) 「略」
- (ロ)(イ) 「略」
- 調理室に調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 〔iv〕 「略」
- 〔vii〕 「略」
- ホ 二 給食
- (1) 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理が適切に行われていること。
- 〔2〕・〔3〕 「略」
- へ 健康管理及び安全確保
- 〔1〕・〔5〕 「略」
- (6) 必要な医薬品その他の医療品が備えられていること。
- 〔7〕・〔13〕 「略」
- 〔14〕 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練が実施されていること。
- 〔15〕 賠償責任保険に加入する等、保育中の事故の発生に備えた

<p>を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。)又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項に規定する構造の屋外階段</p>	

- (iii) 「同上」
- (ロ)(イ) 「同上」
- 調理室に調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 〔iv〕 「同上」
- 〔vii〕 「同上」
- ホ 二 給食
- (1) 調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること。
- 〔2〕・〔3〕 「同上」
- へ 健康管理及び安全管理
- 〔1〕・〔5〕 「同上」
- (6) 必要な医薬品、医療用品等が備えられていること。
- 〔7〕・〔13〕 「同上」
- 〔加える。〕
- 〔加える。〕

措置が講じられていること。

(16) 事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十一条の二第一項において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下この条において「都道府県知事等」という。）に報告する体制がとられていること。

(17) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。

(18) 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられていること。

(20) (19) 「略」
施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の交付が行われていること。

(22) (21) 「略」
職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿等が整備されていること。

二 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が五人以下であり、児童福祉法第六条の三第九項に規定する業務又は同条第十二項に規定する業務を

「加える。」

「加える。」

「加える。」

(15) (14) 「同上」
施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。

(17) (16) 「同上」
職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿等が整備されていること。

二 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの人数が五人以下であり、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項に規定する業

目的とするもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

イ 保育に従事する者の数及び資格

- (1) 保育に従事する者の数が、小学校就学前子ども三人につき一人以上であること。ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十三条第三項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、小学校就学前子ども五人につき一人以上であること。

- (2) 保育に従事する者のうち、一人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有するもの又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了したものであること。

ロ 保育室等の構造、設備及び面積

- (1) 「略」
- (2) 保育室の面積は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十二條第二号に規定する基準を参酌して、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。

ハ その他

前号イ(3)及び(4)、ロ(4)及び(5)、ハ(1)から(3)まで、ニからへまでに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号ロ(5)中「調理室」とあるのは「調理設備の部分」と、ホ(1)中「調理室」とあるのは「調理設備」と読み替えるものとする。

三 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法第六條の三第十一項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用しているもの 次に掲げる全ての事

務を目的とする施設 次に掲げる全ての事項を満たすこと。

イ 保育に従事する者の数及び資格

- (1) 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね三人につき一人以上であること。

- (2) 保育に従事する者のうち、一人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

ロ 保育室等の構造、設備及び面積

- (1) 「同上」
- (2) 保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。

ハ その他

前号イ(3)、ロ(4)及び(5)、ハ(1)及び(3)、ニ(1)から(2)まで、ホ(1)から(3)まで並びにへ(1)から(7)までに定める事項を満たしていること。

三 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法第六條の三第十一項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用している施設 次に掲げる全ての事

項を満たすものであること。

イ 保育に従事する者の数が、小学校就学前子ども一人につき一人以上であること。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であつて、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができること。

ロ 保育に従事する全ての者（採用した日から一年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ハ 防災上の必要な措置を講じていること。

ニ 第一号イ(3)及び(4)、ニ(1)から(4)まで及び(6)から(11)まで並びにへ(1)、(4)及び(7)から(22)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号ニ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、(6)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、へ(1)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(7)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(10)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(19)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

四 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものであつて、前号に掲げる施設以外のもの 次に掲げる全ての事項を満たすこと

イ 保育に従事する者の数が、小学校就学前子ども一人につき

項を満たすこと。

イ 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね一人につき原則一人以上であること。

ロ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ハ 「加える。」

ニ 第一号イ(3)、ハ(3)、ニ(1)から(4)まで及び(6)から(11)まで並びにへ(1)、(4)及び(7)から(17)までに定める事項を満たしていること。この場合において、同号へ(14)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

四 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものであつて、前号に掲げる施設以外の施設 次に掲げる全ての事項を満たすこと

イ 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね一

一人以上であること。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であつて、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができること。

ロ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ハ 防災上の必要な措置を講じていること。

ニ 第一号イ(3)及び(4)、ニ(1)から(4)まで、(6)前段、(7)、(8)、(10)及び(11)並びにへ(1)、(4)及び(7)から(22)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号ニ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、へ(1)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(4)中「採用時及び一年に一回」とあるのは「一年に一回」と、(7)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医師の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(10)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(19)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」、(22)中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

(法第七条第十項第七号の基準)

第一条の三 法第七条第十項第七号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる事業の類型に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 病児（疾病にかかっている小学校就学前子どものうち、疾病の回復期に至らず、当面、病状が急変するおそれが少ない場合

人につき原則一人以上であること。

ロ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ハ 「加える。」

ニ 第一号イ(3)、ハ(3)、ニ(1)から(4)まで、(6)前段、(7)及び(8)並びに(10)及び(11)並びにへ(1)、(4)及び(7)から(17)までに定める事項を満たしていること。この場合において、同号へ(4)中「採用時及び一年に一回」とあるのは「一年に一回」と、同号へ(14)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面により提示」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

(法第七条第十項第七号の基準)

第一条の三 法第七条第十項第七号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる事業の類型に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 病児（疾病にかかっている小学校就学前子どものうち、疾病の回復期に至らず、当面、病状が急変するおそれが少ない場合

であつて、かつ、保護者の労働その他の事由により家庭において保育を行うことが困難なものをいう。以下この条において同じ。）を病院、診療所、保育所その他の施設において一時的に保育する事業 次に掲げる全ての要件（事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ホに掲げる要件を除く。）を満たすものであること。

イ 看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下この条において「看護師等」という。）が、当該事業を利用する病児（ロ及びホにおいて「対象病児」という。）をおおむね十人以上につき一人以上であること。

ロ 保育士の数が、対象病児おおむね三人につき一人以上であること。

ハ 保育室、病児の静養又は隔離の機能を持つ部屋及び調理室があること。

ニ 事故防止及び衛生面に配慮するなど病児の養育に適した場所であること。

ホ 対象病児等の病状が急変した場合に当該対象病児等を受け入れることができる医療機関（以下この条において「協力医療機関」という。）及び対象病児等の病状、心身の状況の把握、感染の防止その他の事項に関して指導又は助言を行う医師（以下この条において「指導医」という。）があらかじめ定められていること。

二 病後児（疾病にかかっている小学校就学前子どものうち、疾病の回復期であつて、集団保育が困難であり、かつ、保護者の労働その他の事由により家庭において保育を行うことが困難なものをいう。以下この条において同じ。）を病院、診療所、保育所その他の施設において一時的に保育する事業 次に掲げる全ての要件（事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ホに掲げる要件を除く。）を満たすものであること。

イ 看護師等が当該事業を利用する病後児（ロにおいて「対象

であつて、かつ、保護者の労働その他の事由により家庭において保育を行うことが困難なものをいう。以下この条において同じ。）を病院、診療所、保育所その他の施設において一時的に保育する事業 次に掲げる全ての要件（事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ホに掲げる要件を除く。）を満たすこと。

イ 看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下この条において「看護師等」という。）は、当該事業を利用する病児（ロ及びホにおいて「対象病児」という。）をおおむね十人以上につき一人以上とすること。

ロ 保育士の数は、対象病児おおむね三人につき一人以上とすること。

ハ 保育室、病児の静養又は隔離の機能を持つ部屋及び調理室を有すること。

ニ 事故防止及び衛生面に配慮するなど病児の養育に適した場所とすること。

ホ 対象病児等の病状が急変した場合に当該対象病児等を受け入れることができる医療機関（以下この条において「協力医療機関」という。）及び対象病児等の病状、心身の状況の把握、感染の防止その他の事項に関して指導又は助言を行う医師（以下この条において「指導医」という。）をあらかじめ定めること。

二 病後児（疾病にかかっている小学校就学前子どものうち、疾病の回復期であつて、集団保育が困難であり、かつ、保護者の労働その他の事由により家庭において保育を行うことが困難なものをいう。以下この条において同じ。）を病院、診療所、保育所その他の施設において一時的に保育する事業 次に掲げる全ての要件（事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ホに掲げる要件を除く。）を満たすこと。

イ 看護師等が当該事業を利用する病後児（ロにおいて「対象

- 病後児」という。)とおおむね十人以上につき一人以上であること。
- ロ 保育士の数が対象病後児おおむね三人につき一人以上であること。
 - ハ 保育室、病後児の静養又は隔離の機能を持つ部屋及び調理室があること。
 - ニ 事故防止及び衛生面に配慮するなど病後児の養育に適した場所であること。
 - ホ 協力医療機関があらかじめ定められていること。
 - 三 保育所その他の施設において、当該施設に通園する小学校就学前子どもに対して緊急的な対応その他の保健的な対応を行う事業 次に掲げる全ての要件(事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ハに掲げる要件を除く。)を満たすものであること。
 - イ 看護師等を当該事業を利用する小学校就学前子ども二人につき一人以上配置していること。
 - ロ 感染を予防するため、事業を実施する場所と保育室等の間に間仕切りを設けていること。
 - ハ 協力医療機関及び指導医があらかじめ定められていること。
- 四 病児又は病後児が当該病児又は病後児の居宅において一時的に保育する事業 イ及びロに掲げる要件(事業者が病院、診療所その他の医療機関である場合には、イに掲げる要件に限る。)を満たすものであること。
- イ 一定の研修を修了した看護師等、保育士又は家庭的保育者(児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。)を当該事業を利用する病児又は病後児一人につき一人以上配置していること。
 - ロ 協力医療機関及び指導医があらかじめ定められていること。

- 病後児」という。)とおおむね十人以上につき一人以上とすること。
- ロ 保育士が対象病後児おおむね三人につき一人以上とすること。
 - ハ 保育室、病後児の静養又は隔離の機能を持つ部屋及び調理室を有すること。
 - ニ 事故防止及び衛生面に配慮するなど病後児の養育に適した場所とすること。
 - ホ 協力医療機関をあらかじめ定めること。
 - 三 保育所その他の施設において、当該施設に通園する小学校就学前子どもに対して緊急的な対応その他の保健的な対応を行う事業 次に掲げる全ての要件(事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ハに掲げる要件を除く。)を満たすこと。
 - イ 看護師等を当該事業を利用する小学校就学前子ども二人につき一人以上配置すること。
 - ロ 感染を予防するため、事業を実施する場所と保育室等の間に間仕切りを設けること。
 - ハ 協力医療機関及び指導医をあらかじめ定めること。
- 四 病児又は病後児が当該病児又は病後児の居宅において一時的に保育する事業 イ及びロに掲げる要件(事業者が病院、診療所その他の医療機関である場合には、イに掲げる要件に限る。)を満たすこと。
- イ 一定の研修を修了した看護師等、保育士又は家庭的保育者(児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。)を当該事業を利用する病児又は病後児一人につき一人以上配置すること。
 - ロ 協力医療機関及び指導医をあらかじめ定めること。

(利用者負担額等に関する事項の通知)

第七条 「略」

一 利用者負担額（満三歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号若しくは第二十九条第三項第二号に掲げる額又は法第三十条第二項第三号若しくは第四号の市町村が定める額に限る。）

二 「略」

2 「略」

(申請内容の変更の届出)

第十五条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項（以下この条において「届出事項」という。）を変更する必要があるときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を市町村に提出しなければならない。この場合において、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

「一」四 略

2 「略」

(令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法)

第二十一条の二 市町村民税所得割合算額（令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下この条において同じ。）を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同じの世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市

(利用者負担額等に関する事項の通知)

第七条 「同上」

一 利用者負担額（満三歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号若しくは第二十九条第三項第二号に掲げる額又は第三十条第二項第三号若しくは第四号の市町村が定める額に限る。）

二 「同上」

2 「同上」

(申請内容の変更の届出)

第十五条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項（以下この条において「届出事項」という。）を変更する必要があるときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書に支給認定証を添付して、市町村に提出しなければならない。この場合において、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

「一」四 同上

2 「同上」

(令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法)

第二十一条の二 市町村民税所得割合算額（令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下この条において同じ。）を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同じの世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。</p> <p>2 「略」</p> <p>(令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由)</p> <p>第五十八条 令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 月の途中において特定地域型保育(居宅訪問型保育(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条第一号に掲げる保育に係るものに限る。))に受けることができず、ない日数が一月当たり五日を超えること</p> <p>四 「略」</p>	<p>十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。</p> <p>2 「同上」</p> <p>(令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由)</p> <p>第五十八条 令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 月の途中において特定地域型保育(居宅訪問型保育(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第三十七条第一号に掲げる保育に係るものに限る。))に受けることができず、ない日数が一月当たり五日を超えること</p> <p>四 「同上」</p>
--------------------	--	--

附 則

この府令は、公布の日から施行する。